

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和 2年 7月 6日）

関東自動車株式会社

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス 182両	ノンステップバスを10台導入する。	ノンステップバス 14両を導入

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
人員配置の工夫	JR宇都宮駅バスターミナルは朝のラッシュ時の利用者が多く、旅客の乗降支援が対応出来るよう7:30~15:00の間、2~3人体制で係員を配置している。	計画通り実施 現在継続実施中
柔軟なノンステップバスの運用	ノンステップバスが全ての運行に対応出来ていないため、お客様が利用したい便が対応車両でない場合、事前に担当営業所へご連絡をいただくことで、可能な限り車両の入替・運用変更を行っている。	計画通り実施 現在継続実施中

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バス車内におけるわかりやすい情報提供	車内の運賃表示器をフルカラー化し、情報を確認しやすくする。 (2021年3月までに順次実施予定)	2021年3月実施に向け準備中
バス停留所時刻表への表示方法	バス停留所時刻表に、どのバスがスロープ付きバスかわかるような表示をしている。 (Web案内も同様)	計画通り実施 現在継続実施中

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
運転士への教育	運転士マニュアルを作成し、運転技術や接客接遇、車いす対応などの教育を行っている。	計画通り実施 現在継続実施中
バスの乗り方教室・バリアフリー教室の実施	主に小学生に対し、バスの乗り方教室やバリアフリー教室を毎年10~15回ほど開催している。 (バスの利用方法や乗車マナー、バリアフリー乗車体験などに関する講座)	計画通り実施 現在継続実施中

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・路線上に大きな総合病院があることから、待合所にバスの接近表示機を設置し、利用者への利便性向上を図る。 → 2019年度末に実施しました。(宇都宮済生会病院内にバスロケーションデジタルサイネージ設置) ・ウェブサイトや電話で寄せられるご意見を社内で共有し、改善に向けた取組みに活用する。 → 計画通り実施 現在継続実施中 ・利用者の多いバス停留所や乗継拠点となるバス停留所に上屋を設置する。 → 2019年度末に宇都宮市内に3か所設置いたしました。(松原・日本信号前・陽北中学校北口)

(3) その他

--

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和2年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップバスの車両数	ワンステップバスの車両数	その他の車両数		計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備えたもの		リフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの
前年度車両数	414	285	170	96	19	2	17	129	89	0	0	40	0	0
年度内に供用を開始した車両数	18	16	14	2	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0
年度内に供用を廃止した車両数	18	7	2	5	0	0	0	11	4	0	0	7	0	0
年度末車両数	414	294	182	93	19	2	17	120	87	0	0	33	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。

3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。

4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。

5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。